

ケベックとカナダ他州フランコフォン共同体 との関係

Les relations entre le Québec et les autres communautés francophones du Canada

小松 祐子

KOMATSU Sachiko

Résumé

Ce travail a pour objectif d'étudier l'évolution et l'état actuel des relations entre le Québec et les autres communautés francophones au Canada. Suite à la montée du nationalisme et au mouvement souverainiste au Québec depuis les années 1960, leurs relations ont été souvent exprimées en terme d'éloignement, déchirure, solitude, indifférence, etc. Mais depuis les années 1990, nous constatons des efforts multiples de la part du gouvernement du Québec qui travaille activement avec les instances des autres provinces dans le domaine de la francophonie ainsi qu'avec la Fédération des communautés francophones et acadienne du Canada (FCFA) pour la cause commune qu'est le maintien et le développement de la langue française au Canada. En janvier 2015, cependant, l'intervention du gouvernement québécois auprès de la Cour suprême du Canada sur le dossier concernant le droit à l'éducation en français au Yukon a mis en lumière la divergence de position entre les Québécois et les autres francophones en situation minoritaire. « Le temps d'une nouvelle synthèse » de leurs relations, annoncé par J.-L. Roy au début du siècle, ne semble pas pour tout de suite.

キーワード：カナダ・フランコフォニー、マイノリティ・フランコフォン、「権利及び自由に関するカナダ憲章」23条、ユーコン準州フランス語教育権問題

Mots-clés : francophonie canadienne, francophones minoritaires, article 23 de la Charte canadienne des droits et libertés, droits à l'éducation en français au Yukon

本稿では、これまであまり語られてこなかったケベック州とカナダ他州のフランコフォン共同体¹との関係について、その歴史と現状を概観する。カナダ各州のフランコフォン共同体は、仏系カナダという歴史を共有するが、1960年代以降にはケベック州の主権構想により両者の関係に緊張がもたらされ、共同体ごとに個々の変遷をたどることとなった。本稿ではその歴史的経緯と現状を振り返り、共通の課題（フランス語の維持）のために共同体間でいかなる協力が行われているか、とくに

ケベック州がどのような努力を重ねているかを確認する。さらに、最近メディアを騒がせたユーコン準州におけるフランス語教育権問題をめぐるケベック州政府の対応（2015年1月）について検討することにより、政策上の努力にかかわらず現在も続く両者の微妙な関係について考察を行う。

1. 研究史

ケベック州とカナダ他州のフランス語共同体との関係を扱う研究は希少である。現地においても、ケベックおよび他の共同体のそれぞれについては、歴史学、社会学、社会言語学などの観点から盛んに研究が行われる一方、両者の関係が扱われることはきわめて稀であった。各地のケベック研究者たちは、とりわけ「静かな革命」以降のケベック社会の激変とそれに伴う豊かな文化事象を分析し解釈することに忙しく、他州のフランコフォンとの関係については目が向きにくかったものと考えられる。

しかし1990年代から両者の関係が問われ始める。1982年にモンクトンで開催された研究集会「アカディアンおよびケベックの政策プランの一致と相違 (Convergence et divergences des projets politiques acadien et québécois)」は先駆的意味を持つ。その後、1993年の研究集会「隣人関係の明確化とパートナーシップの強化のために (Un voisinage à préciser... un partenariat à consolider)」では、アカディアン以外の共同体との関係についても扱われた。1995年には、ケベック州フランス語評議会の主導により11人の専門家による論文集「カナダのフランコフォンの連帯強化のために：理論的省察と歴史的・法的・社会政治的分析 (Pour un renforcement de la solidarité entre francophones au Canada : réflexions théoriques et analyses historique, juridique et sociopolitique)」が出版された。2001年には、ヨーク大学グレンドンカレッジでの研究集会「孤立状態を断ち切る—カナダとケベックのフランコフォニーの関係 Briser les solitudes... relations entre Francophonies, soit celles du Canada et du Québec」が開催され、多岐にわたる分野の識者により両者の関係改善のための提言がなされている。

本件に関する代表的な研究として、歴史家マルセル・マルテル (Marcel Martel) による著作『想像の国を失って：仏系カナダの夢・闘争・破局 (Le deuil d'un pays imaginé: rêves, luttes et dérouté du Canada français)』が挙げられる。同書は、1867年のカナダ自治領誕生から1975年に「ケベック州以外のフランコフォン連盟」が結成されるまでの約100年間にわたる、仏系カナダの制度的ネットワークによる連帯の模索とケベック・ナショナリズム台頭による挫折の歴史を明らかにしている²。最近では修士論文、博士論文で両者の関係を扱うものが現れている³。

2. カナダのフランコフォンの現状

カナダ統計局 (2011) によれば、カナダのフランコフォンは人口の21%を占め、その約8割がケベック州に集住する (730万人)。オンタリオ州 (103万人)、ニューブランズウィック州 (73万人) がこれに続き、他州でもフランコフォンは人口の1

～5%を占めている。17世紀～18世紀半ばまでにセントローレンス流域を中心に移住したフランス人の子孫、仏系カナダ人は、主に経済的理由により19世紀以降に北米各地に拡散した。したがって、独自のルーツとアイデンティティを有するアカディアンをのぞき、カナダ各州のフランコフォンには、ケベック州にルーツをもつ者が多い⁴。

今日ケベック州以外のカナダのフランコフォン共同体は、いずれも英語への同化の問題に直面している。1951年から2011年の60年間に、家庭でフランス語を使用する者の割合はカナダ全体で31.9%から21%へと大幅に減少している。オンタリオ州(9.5%から2.5%)、ニューブランズウィック州(38.2%から29.2%)、マニトバ州(8.5%から1.7%)と軒並み減少するなかで、ケベック州だけは88.1%から91%と傾向を逆転させているが、これが101号法の効果によることは明らかである。

このような危機に瀕した各地のフランコフォン共同体の活力を保つため、近年ではフランス語系の国際移民が奨励されており⁵、仏系カナダの伝統をこえた「包括的な」フランコフォン・アイデンティティの確立が推奨されている⁶。たとえばオンタリオ州では、州の人口統計における「フランコフォン」の定義を2009年に変更した。「かつてフランコフォンとは、母語がフランス語の者と定義されてきた。新しい包括的な定義は、母語がフランス語でも英語でもないが、公用語としてのフランス語の知識を十分にもち、家庭でフランス語を用いる者を含むものである。これはオンタリオへの新しい移民の多くを含むことになる。以前の定義では、毎日フランス語を話している約5万人のオンタリオの人々が、フランコフォンと見なされなかった。⁷」

移民大国カナダにおいて、いかに仏語系の移民を受け入れ、地域のフランコフォン共同体を活性化していくかが共通の課題となっている。これはケベック州においても同様であり、たとえばモンレアル地域では、フランス語を母語とする子どもは、今や就学人口の半分以下となっている(2015年、49.3%⁸)。今日のカナダのフランコフォンがかつての仏系カナダとは異なった「包括的な」姿を現していることを十分に認識することが肝要である。

3. ケベック州とカナダ他州フランコフォン共同体との関係

ケベック州とカナダ他州フランコフォン共同体との関係は、隔たり(éloignement)、引き裂かれ(déchirure)、孤独(solitude)、無関心(indifférence, insensibilité)といった語により表現されることが多い。「ケベックとケベック以外のフランコフォンとは、互いに対して驚くべき無関心を培ってきた。(Le Devoir, le 28 janvier 2015)」

このような指摘は1990年代からすでになされている。「1990年代初めの現在、ケベック州のフランコフォンとカナダ他州のフランコフォンとの関係は、隔たり、さらには引き裂かれという歴史的な動きのなかにはまり込んでいるように見える。(A. Martel, 1995, p. 14)」

かつては共に仏系カナダ人としての歴史を歩んだケベック州と他州フランコフォンとが歴史の流れの中で「引き裂かれて」いったのはなぜだろうか。その重大な転

換点は「静かな革命」に見いだされる。「静かな革命の2つの現象、つまりネオナショナリズムと干渉主義の州政府建設により、ケベック州とカナダの少数派フランコフォンとの古い連帯の基盤が壊され、その後新たな和解の場は得られていない。(Leblanc, 2001, p. 3)」彼らの「引き裂かれ」の原因は、ほぼ全面的にケベック州側に見いだされ、ケベック州が独自路線を突き進み、他の仏系カナダをいわば「見捨てた」ことがしばしば弾劾される。

しかし21世紀に入り、新しい協力の時代を予告する、より楽観的な意見も見いだされる。「地歩固めの時代に見られた相対的な孤独は今日乗り越えられる。私たちは新たな時代、新たな総括がなされるべき時代にいるのだ。(Roy, 2003, p. 169)」

今日、この予告どおりの新たな時代を迎えているのかどうかについて、我々は後述するユーコン準州をめぐる事例を通じて、検討したい。

4. 歴史的経緯

上述のように、北米各地のフランコフォンは、歴史的には仏系カナダ人の移住をルーツとする者が大半であり、「アメリカ大陸全土に広がるディアスポラとケベック社会は切り離せないものだった (Dumont, p. 419)。」かつては北米フランコフォンが1つのコミュニティを成し、そこには共通のアイデンティティが想定されていた。

19～20世紀前半、つまり「静かな革命」以前の協力が、宗教界または民間ネットワークを基盤とする協力であったことを指摘することは重要である（これは後述する20世紀後半の政府主導の協力と対照を成すからである）。修道会により各地に病院や教育機関が運営され、「ジャック・カルティエ受勲者団体」、「アメリカ大陸におけるフランス系生活会議」などのナショナルな組織による協力関係が築かれていた。

しかし60年代以降、この関係に緊張が走る。その象徴として挙げられるのが、1967年モンREALにて開催された「仏系カナダ大会 (États généraux du Canada français)」であり、この大会が決裂に終わったことはその後のフランコフォン分裂の時代の始まりとして位置づけられる。これ以降、仏系カナダという共通のネーション・アイデンティティは消滅し、ケベック州がケベコワ・アイデンティティを主張する傍らで、各地のフランコフォンはコミュニティごとのアイデンティティ確立を模索することとなる。

実際、60年代以降のケベック州は、自州のアイデンティティ確立、社会のフランス語化、および主権問題や国際舞台への進出を優先課題とし、他州フランコフォンを顧る余裕をもたなかった。州公用語法 (1974)、フランス語憲章 (1977) により州内の言語的基盤を整備し、また国際フランコフォニー組織への加盟 (1970)、各地への州代表事務所設立により、国際的なプレゼンスを固めることに成功したが、その傍らで、他州フランコフォンらがケベックから見捨てられたという感情を持ったことは想像に難くない。ケベック州の主権問題は明らかに他州の少数派フランコフォン共同体の利益や要求に反するものであった。

ケベック州の動きに対して、他州のフランコフォンはまず「仏系カナダ」に代わ

る独自の呼称（「仏系オンタリオ人」、「仏系マニトバ人」など）を採用し、各地で組織化するとともに、連盟立ち上げにより結束を固める。こうして、1975年に「ケベック州以外のフランコフォン連盟 *Fédération des francophones hors-Québec*」が発足した。当時いかにケベックに対抗して結束を固める必要があったかがその名称からうかがわれる。9州、3準州の地域別フランコフォン組織、および9の部門別全国組織（識字、文化、司法、共同体新聞、健康、高齢者、若者、女性、子ども）から構成される連盟である。この組織名称は、その後1991年に「フランコフォンおよびアカディアン共同体連盟 (*Fédération des communautés francophones et acadienne : FCFA*)」と改められた。またFCFAは1988年からはケベック市内に事務所を開設し、ケベック州政府との関係改善を模索した。現在は、ケベック州政府（とくに後述するSAIC, CFA）と協働し、ケベック企業と他州フランコフォン共同体とのパートナーシップを支援している。その使命は「カナダのフランコフォン・アカディアン共同体のナショナルで積極的、行動的、包括的な声となること」であり、「言語的二重性の促進、全国津々浦々でフランス語で生きることができる能力の発展、カナダの飛躍へのフランコフォン市民の十全なる参加のために貢献する⁹」ことを目指して活動を続けている。

5. ケベック州政府によるフランコフォン支援プログラム

1980年代にはケベック州政府が他州フランコフォンとの関係改善を意識しはじめる。1984年には、第1回財政支援プログラム (*Programme de collaboration pour le développement des communautés francophones hors Québec*) が策定された。

1993年には前述のFCFAがケベック州議会に覚書「カナダのフランコフォニー：再認識すべき空間 (*la francophonie canadienne : un espace à reconnaître*)」を提出し、関係改善を訴えた。「近年のケベック州のネイション政策により、フランコフォン共同体との関係が著しく損なわれてきた。しかし、無関心や政治言説にもかかわらず、両者には1つの共通の基本的要素があり続けた。フランス語で生き、発展しようという意志である。このことがFCFAにケベック州と彼らのコミュニティとの和解のための政策を提案させる理由となった。(序文)」

これを受けて1994年にケベック州政府は「言語的連帯を強化するためのケベック州政府行動プログラム (*Programme d'actions du gouvernement du Québec : Renforcer la solidarité linguistique*)」を発表する。次いで、1995年の「カナダのフランコフォン・アカディアン共同体に対するケベック州の第1次政策—対話と行動する連帯 (*1^{ère} politique du Québec à l'égard des communautés francophones et acadiennes du Canada : un dialogue, une solidarité agissante*)」が発表され、3つの重点領域として、文化・コミュニケーション、教育、経済が指定された。さらに1996年には「共同体のパートナーシップと発展のための財政支援プログラム (*Programme de soutien financier aux partenariats et au développement des communautés*)」が策定され、ケベック州とフランコフォン団体のパートナーシップを生み出す推進力となった。

21世紀に入ってからケベック州政府の努力は続く。2006年の「カナダのフ

ランコフォニーに関するケベック州の政策 — フランス語での将来 (Politique du Québec en matière de francophonie canadienne — L'avenir en français) により 1995 年の政策を更新し、支援の規模を増大させ、現実に適応させることを目指した。新政策はフランコフォン共同体の緊急で具体的ニーズや要求にこたえるアクションプランを推進するものであり、2つの原則、1) フランコフォンは絆を強化しなくてはならない、2) ケベック州は団結のリーダーたらねばならない、が示された。また 2007 年の「カナダのフランコフォニーへの支援プログラム (Programme d'appui à la francophonie canadienne)」は、1996 年のプログラム PSFPDC の更新版である。2007 年 9 月にはケベック州と FCFA の新たな協力合意文が発表された。

このようなカナダ・フランコフォニー問題を所管するのは、ケベック州の内閣府内に置かれた組織であるカナダ政府間関係庁 (Secrétariat aux affaires intergouvernementales canadiennes : SAIC) である。ケベック州政府が他州政府と結ぶ 12 件の協力協定と 2 件のカナダ・フランコフォニー支援プログラムの実行を担当する。またカナダ・フランコフォン共同体組織 (FCFA) の直接の対話者として協働に努めている。さらに次に紹介する CFA とも協働する。

ケベック 400 周年の目玉として「米大陸フランコフォニーセンター (Centre de la francophonie des Amériques : CFA)」が創設されたことは、アメリカ大陸全体でのフランコフォニー推進を主導するというケベック州政府の意志表明であった。2006 年 12 月ケベック州議会で「米大陸フランコフォニーセンター法」が採択され、2008 年 10 月 18 日に CFA が開設された。

ジャン＝レイ・ロワ CFA 理事長 (フランコフォニー国際組織事務総長を務めた人物でもある) は開設式で次のように述べている。「アメリカ大陸のフランコフォニーは、ケベック、アカディアン、仏系カナダ、ルイジアナ、アンティル、および大陸のフランコフォンの文化の表現として理解されなくてはならない。これらの文化は団結し、パートナーシップのかつてない形態により手を結び、この半球の複数性をフランス語で肯定していかなくてはならない。¹⁰⁾

CFA の使命は次のように規定されている。「フランス語の将来を担うフランコフォニーを促進し、その価値づけに貢献することをその使命とする。文化的多様性という文脈のなかで、ケベック、カナダ、およびアメリカ大陸のフランコフォンとフランコフィルのあいだに、関係の強化と充実を図り、補完的なアクションを展開する。¹¹⁾ CFA の年間予算 300 万ドルは 100% がケベック州政府により出資され、フランス語振興のためのイベント・コンクール主催、教育機関・研究者への助成金授与、電子ライブラリー運営などを活発に行っている。

さらに、2012 年 5 月には、Francophonie@cœur をテーマにカナダ・フランコフォニー・フォーラム (Forum de la francophonie canadienne) がケベック市で開催され、政府主導による協力はますます活発化している。

6. ケベック州と他州フランコフォンの今日の関係

このようにケベック州政府が、カナダ他州、さらには米大陸全体のフランコフォ

ニーに対しての支援を積極的に進めていることが理解されるが、このような関係は、*Étatisation* という語で要約されるものである¹²。「静かな革命」以降、州政府の介入により社会整備が進むなか、協力の主体も政府が担うこととなった¹³。

1994年からはケベック州以外の各州のフランコフォン問題閣僚の集う会議 (*Conférence ministérielle sur les Affaires francophones : CMAF*) が開かれている。第1回会合は1994年8月にモンクトンにて開催された。この会議に2003年9月以降はケベック州が正式会員として参加し、2005年にカナダ・フランコフォニー閣僚会議 (*Conférence ministérielle sur la francophonie canadienne : CMFC*) と改称した。今日、カナダのフランコフォンの関係は概して各州の *État* (政府) のレベルで調整が行われているのである。

このほか、カナダ・フランコフォニーに関する政府間協力の最近の例としては、2014年11月にオンタリオ州フランス語400周年に際してオンタリオ州首相とケベック州首相の共同宣言が出され、フランス語支援のための協力5項目が確認されたことが挙げられる¹⁴。

一方、もう1つの *État* である連邦政府の介入が、少数派フランコフォンとケベック州との関係を複雑にしていることを忘れてはならない¹⁵。1969年連邦公用語法による連邦政府の公用語プログラムは少数派フランコフォンへの連邦政府への財政的な依存状態を生み出した。1982年「権利及び自由に関する憲章」23条では、州内マイノリティの状況にあるフランコフォンに対しフランス語での教育の権利が認められたが、各州政府の対応はにぶく、各地でフランコフォン共同体による州政府を相手とした訴訟が発生している。

なかでもユーコン準州政府とフランコフォン教育委員会とが争うカナダ最高裁での係争では、2015年1月にケベック州政府が行った介入が注目を浴びた。ケベック州には州内の公用語マイノリティであるアングロフォンへの影響を恐れて、他州フランコフォンの立場を支持できない事情がある。以下にその経緯を確認する。

7. ユーコン準州のフランス語教育権問題をめぐって

7.1. ユーコン準州のフランス語教育権問題

ユーコン準州では人口33,655人のうち1,540人(4,6%)がフランコフォンである(2011¹⁶)。同準州では、1982年の「権利及び自由に関する憲章」23条を受け、1983年からフランス語プログラムの準備を開始し、1984年から34名を対象にまずは英語学校内でフランス語クラスを開設、1996年からは独自の校舎でフランス語学校を運営し、2011年には生徒数204名となっている¹⁷。

2010年にユーコン準州フランコフォン教育委員会は、州高等裁判所における訴訟を開始した。同委員会が州政府の介入なしにフランス語学校の運営を自立的に行うことを求めたものである。この訴訟において注目されたのがフランス語学校への通学許可の問題であった¹⁸。これは23条に規定される少数派言語教育権の条件を緩和することを求めたものである。23条によれば、まずカナダ市民であることを前提とし、フランス語が、親の母語である(23条1号a)、親のカナダで受けた初等学校

教育言語である（23条1号b）、親の子供の1人がカナダにおいて初等あるいは中等教育を受ける言語である（23条2号）の3つの場合のいずれかに当てはまる場合に、フランス語での教育の権利が認められる¹⁹。しかし、この23条の規定によれば、まだカナダ市民権を得ていない若い移民がフランス学校へ通学する権利が得られないということが、今日的な重大な問題として挙げられるのである。各地のフランコフォン共同体にとって、いわゆる“生粋の”フランコフォンたちの英語への同化を食い止める必要があることはもちろんであるが、同時に、近年の連邦移民局による奨励政策の成果により増加傾向にあるフランコフォン国際移民²⁰に、フランス語学校を選択してもらい、フランコフォン共同体に参入してもらうことが、共同体強化のための必須の課題となっている。また移民以外の（フランス語母語者ではない）フランス語びいきの家庭の子弟を新たに受け入れることも、現在の23条の制約では許されない。そこで、これらの子弟に対してフランス語での教育権を拡大するために、ユーコン準州フランコフォン教育委員会は、フランス語学校への通学許可を決める権利を、州政府ではなくフランコフォン教育委員会がもつことを要求したのである。これは実際、英語公用語州のほとんど（3準州をのぞく）においてすでに認められている措置である。

2011年7月にユーコン高等裁判所においてフランコフォン教育委員会の要求が認められる判決が下されると、政府側はこれを不服として控訴する。2014年2月の控訴審の判決は、一審判決を覆すものであった。今度は教育委員会側がこれを不服とし、係争は連邦最高裁判所へと持ち込まれた。2015年5月に最高裁は本件を一審へ差し戻す判決²¹を下したが、最終的には2016年9月にフランコフォン教育委員会と政府の間に和解が成立した²²。こうして、カナダ他州同様にユーコン準州においてもフランコフォンに対して23条の制約は緩和されることとなった。現在同準州では今後のさらなるフランコフォン生徒数増加を見込み、新しい中学校建設計画が進められている（2017年9月からは300人を超える生徒数が見込まれている）²³。

7.2. ケベック州政府の最高裁介入

ユーコン準州での教育権問題はこうしてひとまず円満な解決を得ている。しかし、本稿で注目するのはユーコン準州での問題そのものではなく、この係争中にケベック州政府が最高裁判所へ提出した見解をめぐっての騒動である。2015年1月にケベック州クイヤール首相は連邦最高裁判所へ出廷し、ユーコン準州政府の主張を擁護するケベック州司法長官の見解²⁴を提出した。マイノリティ・フランコフォンの学校問題をめぐり近年各地で相次ぐ係争²⁵に関し、ケベック州政府が最高裁へ介入するのは1990年以來のことであり、この異例の対応は世間の注目を集め、他州マイノリティのフランコフォンらの強い反発を招いた。とくにFCFAとカナダ全国フランコフォン学校審議会連盟（*Fédération nationale des conseils scolaires francophones du Canada*）は激しい抗議を表明した²⁶。兄弟分であるはずのケベックが自分たちに再び背を向けた、との失望が広がったのである。

マイノリティ・フランコフォンの教育権問題として歴史的に知られているものに

は、1877年のプリンスエドワード島公立学校法、1905年サスカチュワン州、アルバータ州でのフランコフォンへの教育権保障の廃止、1912年オンタリオ州第17条規定、1916年マニトバ州フランス語学校廃止などがあるが、過去のこれらの問題に際しては、ケベック州世論は仏系カナダ同胞への強い支持を示したのだ²⁷。

しかし、ケベック・ナショナリズム以降、利害の相違が拡大し、連帯は失われた。1989年6月14日、ケベック州のロベール・ブラッサ自由党政府は、アルバータ州のフランス語学校開設をめぐる訴訟において、フランコフォンではなく州政府を支持したのである²⁸。ケベック州を「独自の社会」とするミーチレーク協定交渉を背景に、他州フランコフォンとケベック州との関係が悪化した時期のことである(Martel & Pâquet, 2012, pp. 261-262)。そして今回のユーコン準州問題への介入はそれ以来のことであった。

7.3. ケベック州介入の背景

ケベック州のこのような介入はどのような理由によるものだろうか。指摘されるのが「23条の罨」である²⁹。少数派言語教育権を保障する23条の規定は、1982年憲法59条により除外される23条1号aの「母語条項」の規定を除き、ケベック州内で少数派であるアングロフォンに対しても適用されている³⁰。ケベック州政府の懸念は、他州に続きユーコン準州のフランコフォンに対して23条の条件が緩和されるならば、ケベック州内のアングロフォンらも同じ扱いを要求するだろうということであり、ユーコン準州で数十人の例外を認めることが、ケベックでは数千人規模の影響を生じるのではないかということである。101号法の適用に重大な障害がもたらされ、101号法以前の就学言語自由選択の状況に戻ってしまうことが危惧される。英語学校への通学は、今日では州内の多数のフランコフォンやアロフォンがバイリンガル教育のために希望していることでもあり、まさになし崩しの事態が懸念されるのである。

この件をめぐり州内報道では、ケベック州外のフランコフォンとケベック州内のアングロフォンに対して同じ扱いをするべきではないという指摘が見られた³¹。ケベック州政府は最高裁において23条の「アシメトリーな解釈」を明確に要求すべきであったとの声がある³²。英語は北米のみならず世界的な覇権言語であるのに対し、フランス語は北米全体の2%を占めるにすぎない。公平な二言語主義は不可能であり、ポジティブな差別が必要である、という意見である。ケベック州内のアングロフォンがケベック州外のフランコフォンに比べずっと恵まれた状況にあり、彼らのための学校制度が古くから整備されていることも根拠として挙げられる。

このような「ケベック州の例外扱い」の主張に対して、グレハム・フレイザー連邦公用語監督官³³は完全に反対の立場を示している。「フレイザー・レポート2014-15³⁴」では、移民受入れに関して、ケベック州のアングロフォン移民と他州のフランコフォン移民の扱いに、完全なシメトリーを要求している。また、ケベック州のとくにモンレアル以外の地域においてアングロフォンが置かれている困難な状況を指摘し、オンタリオ州に「フランコフォン関係局 (Office des affaires francophones)」

が存在するように、ケベック州にも「アングロフォン関係局 (Office des affaires anglophones)」を設置することをクイヤール政府に対し要求した³⁵。

ケベック州政府は、このようなアングロフォンの要求に対して警戒を緩めることはできず、自州のフランス語社会の基盤を守るために、23条の規定緩和を許すことができない。そのために、ユーコン準州の問題をめぐることは、他州フランコフォンを再び失望させることとなった。しかし、それを埋め合わせようとするかのごとく、翌年2016年3月には、ユーコン準州のフランコフォン共同体活性化のために25万ドルの支援を約束する新たな協定を、ユーコン準州政府と締結したのである³⁶。

8. 結びに代えて

ケベック州と他州フランコフォンが1960年代以降に疎遠となった互いの関係の改善に努めていることを本稿で確認した。とりわけ1990年代からはケベック州政府による各種支援策が重ねられ、他州政府やフランコフォン共同体連盟 (FCFA) との協力が進められている。しかし、2015年に起こったユーコン準州のフランス語教育権をめぐる係争に対するケベック州の立場表明によって、ケベック州と他州フランコフォンのあいだに越えがたい溝が横たわることが再び認識された。フランス語憲章から約40年を経て、州内のフランス語化にひとまずの成功を収めたと思われるケベック州であるが、今後の状況、とりわけ新規移民の教育言語の問題については警戒を怠ることができない。他州のフランコフォンが求める「自由と権利の憲章」23条の制約緩和を認めることは、ケベック州内のアングロフォンに同様の要求を引き起こす恐れがあり、彼らの立場を支持することはできないのである。ケベック州にとってのジレンマがここにある。包括的フランコフォン共同体の活性化という共通の課題のために、互いに連帯し協力すべき新たな時代においても、譲れない法制度上の限界が存在することが理解されるのである。この一件は、他州フランコフォンたちのケベック州への信頼を再び失わせる結果となったが、ケベック州政府はすぐに代償措置 (25万ドルの支援策) を講じている。ただしこの措置についてはメディアによって大きくは扱われないうえに、一般に周知されているとはいえない。今後も法制度上の譲歩を避け、州内のフランス語社会を守りつつ、他州フランコフォンに対する支援協力のための地道な努力を重ねられるものと思われる。ジャン＝ルイ・ロワが語った「新たな総括がなされるべき時代」は、このような一進一退を繰り返しつつ、次第にその姿を明らかにしていくのであろう。

(本稿は、2014年度AJEQ小畑ケベック研究奨励賞による助成を受け、2015年2-3月に行った調査成果をもとにしている。また本稿の内容は2016年3月のAJEQ研究会で口頭にて発表済みである。)

(こまつ さちこ お茶の水女子大学)

注

- 1 フランス語では Communautés francophones hors Québec, Communautés francophones et acadienne, Communautés francophones minoritaires, Communautés francophones en situation

- minoritaire など、さまざまな呼称が用いられる。
- 2 マルテル氏は日本ケベック学会の招聘により来日し、2014 年度大会で「ケベックとフランコフォンの少数派共同体との奇妙な関係 — 歴史的観点から」と題する講演を行った。講演原稿和訳は学会誌 7号に収録されている。
 - 3 Bourque, Christiane (2009), *Le Québec et la francophonie canadienne : engagement et réalisations des gouvernements québécois en matière de francophonie canadienne, 1970-2006*, mémoire de maîtrise, Univ Laval. ; Leblanc, Jeffrey (2001) *L'impact de la Révolution tranquille sur les rapports entre le Québec et les francophones minoritaires du Canada*, Mémoire de maîtrise, Ottawa, Univ. d'Ottawa. ; Denault, Anne-Andrée (2013), *Une étude sociopolitique des rapports entre le Québec et les francophones d'Amérique*, Thèse, Univ. d'Ottawa.
 - 4 詳しくは Martel (1997) を参照。
 - 5 « Le Canada souhaite attirer plus de francophones à l'extérieur du Québec, et ainsi contribuer à assurer la vitalité, le développement et la prospérité des communautés francophones en situation minoritaire au Canada. », Immigration au Canada, <http://www.cic.gc.ca/francais/francophone.asp> 人口動態の最新の資料としては Statistique Canada による Portrait statistique de la population immigrante de langue française à l'extérieur du Québec (1991 à 2006) がある。
 - 6 ACELF, *Comprendre la construction identitaire*, Fascicule 1-12, <http://www.acelf.ca/ressources/serie-comprendre.php>
 - 7 « Redéfinition de la population francophone », Communiqué du 4 juin 2009, Office des affaires francophones, Gouvernement de l'Ontario. <https://news.ontario.ca/ofa/fr/2009/06/redefinition-de-la-population-francophone.html>
 - 8 « Portrait socioculturel des élèves inscrits dans les écoles publiques de l'île de Montréal (Inscription au 4 novembre 2015) », Comité de gestion de la taxe scolaire de l'île de Montréal, <http://www.cgtsim.qc.ca/en/documents-site-web/227-cgtsim-portrait-sc2016-04>
 - 9 « Notre mission », FCFA, http://www.fcfa.ca/fr/Qui_Nous_Sommes__1/Notre_Mission_62
 - 10 « Communiqué de presse : Inauguration-18oct », Centre de la francophonie des Amériques.
 - 11 « Mission du Centre », CFA, <http://www.francophoniedesameriques.com/le-centre-2/>
 - 12 Cf. A. Martel, « Étatisation des relations entre le Québec et les communautés acadiennes et francophones », in Conseil de la Langue Française, 1995.
 - 13 政府間協力の傍らで少数ながら活発に機能する民間ネットワークがあることも忘れてはならない。たとえばカナダ・フランス語教育協会 (Association canadienne d'éducation de langue française : ACELF) は、1947 年から活動を行う全カナダ規模の非営利ネットワークである。「フランコフォン共同体の活力を強化するために教育分野においてリーダーシップを発揮すること」をその使命とし、活動の柱として、1) フランコフォン・アイデンティティ構築を目指した教材・教育ガイドの作成と配布、2) 教育従事者の能力強化 (研修事業)、3) 包括的な文化促進を目指した教材・教育ガイドの作成と配布が挙げられる。全国大会の定期開催、研究誌編集と公開も行っている。 <http://www.acelf.ca/apropos/organisme.php>
 - 14 « Un partenariat Québec-Ontario renouvelé qui donne des résultats », Site du premier ministre du Québec, <https://www.premier-ministre.gouv.qc.ca/actualites/communiques/details.asp?idCommunique=2580>
 - 15 しかし「言語に関するすべての権限を連邦・州政府のどちらかに与えないという

- ことは、間接的に少数派言語共同体の権利保護に資すると考えられている（栗田，2004）。』という見解もある。
- 16 「 La francophonie canadienne », Institut de la statistique du Québec, <http://www.stat.gouv.qc.ca/statistiques/economie/comparaisons-economiques/interprovinciales/chap3.pdf>
 - 17 「 Historique », Commission scolaire francophone du Yukon. <http://commissionscolaire.csfy.ca/historique/>
 - 18 フランス語学校への通学権の許可については、ユーコン政府は1996年以降、フランコフォン教育委員会がこの許可を行うことを認めていたが、2010年5月17日つまり同教育委員会が自律を求める訴訟を起して以来、撤回された (<https://scc-csc.lexum.com/scc-csc/scc-csc/fr/item/15357/index.do>)。
 - 19 紙面の都合により23条規定についてこれ以上の詳しい説明は省く。栗田（2004）pp.270-263を参照されたい。
 - 20 2011年の統計ではユーコン準州のフランコフォンの12%が移民により構成されている。
 - 21 最高裁判決全文 <https://scc-csc.lexum.com/scc-csc/scc-csc/fr/item/15357/index.do>
 - 22 「 Des progrès pour l'éducation en français au Yukon », publié le 8 septembre 2016, #ONfr - L'actualité politique de l'Ontario et du Canada français. <http://www5.tfo.org/onfr/des-progres-pour-leducation-en-francais-au-yukon/>
 - 23 「 Historique », Commission scolaire francophone du Yukon, *op.cit.*
 - 24 「 Dossier no.35823 », Cour suprême du Canada, http://www.scc-csc.ca/WebDocuments-DocumentsWeb/35823/FM050_Intervenante_Procureure-g%C3%A9n%C3%A9rale-du-Qu%C3%A9bec.pdf
 - 25 カナダ公用語局年次レポート（2014-15）によれば、フレイザー公用語監督官が2006-2016の10年間に証人として出廷した23条関連の訴訟は23件（うち9件は連邦最高裁）である。
 - 26 「 Québec se met à dos les francophones hors-Québec », *Le Devoir*, le 23 janv.2015. / 「 Québec s'oppose aux minorités francophones », *Le Devoir*, le 22 janvier 2015.
 - 27 詳しくは Martel & Pâquet (2012) を参照。
 - 28 この訴訟は1990年3月15日にフランコフォン側勝訴に終わった (<http://www.juricaf.org/arret/CANADA-COURSUPREME-19900315-19901RCS342>)。この判例はその後各地でのフランコフォンの学校運営要求運動の基盤となった。
 - 29 「 Sortir du piège de l'article 23 », *Le Devoir*, le 28 janvier 2015.
 - 30 23条2号bは「カナダ条項」として知られる。ケベック・フランス語憲章（1977年）第73条では、ケベック州において英語教育を受けた者の子どもにのみ英語学校への入学権利を限っていた（「ケベック条項」）。1984年のカナダ最高裁判所判決によりこのケベック条項は23条に反するとされ、「カナダ」へと修正された。
 - 31 「 Symétrie aveuglante », Antoine Robitaille, *Le Devoir*, le 8 mai 2015.
 - 32 「 Jean-Marc Fournier tentera de réparer les pots cassés », Philippe Orfali, *Le Devoir*, le 2 février 2015.
 - 33 ケベックでジャーナリストとして活躍した経験をもち、2006年から2016年まで連邦公用語監督官を務めた。ユーコン準州フランコフォン教育委員会の訴訟においては、フランコフォン側を支持した。

- 34 « Rapport Annuel 2014-2015 », Commissariat aux langues officielles, http://www.officiallanguages.gc.ca/fr/publications/rapports_annuels/2014-2015
- 35 « Pommes francophones et oranges anglophones », Graham Fraser (Commissaire aux langues officielles), *Le Devoir*, le 3 février 2015.
- 36 « Le Yukon et le Québec : ensemble pour le français », Whitehorse, 31 mars 2016. <https://www.saic.gouv.qc.ca/secretariat/salle-de-nouvelles/communiques/details.asp?id=281> / <http://www.gov.yk.ca/fr/news/16-103.html#.WJRuzFOLTx4>

*注内の URL はすべて 2017 年 1 月に最終閲覧したものである。

参考文献

- Dumont, Fernand (1997), *Récit d'une émigration*, Boréal.
- Langlois, Simon & Roy, Jean-Louis (dir.) (2003) *Briser les solitudes : les francophonies canadiennes et québécoises*, Nota bene.
- Leblanc, Jeffrey (2001), *L'impact de la Révolution tranquille sur les rapports entre le Québec et les francophones minoritaires du Canada*, Mémoire de maîtrise, Univ. d'Ottawa.
- Martel, Angeline (dir.) (1995), *Pour un renforcement de la solidarité entre francophones au Canada : réflexions théoriques et analyses historique, juridique et sociopolitique*, Conseil de la langue française, Gouvernement du Québec.
- Martel, Marcel (1997), *Le deuil d'un pays imaginé: rêves, luttes et déroute du Canada français*, University of Ottawa.
- Martel, Marcel & Pâquet, Martin (2012), *Langue et politique au Canada et Québec*, Boréal.
- 栗田 佳泰 (2004) 「言語権の憲法学的考察 (二・完) : カナダ憲法判例を素材に」『九大法学』(九州大学大学院法学府) 第 88 号、pp. 308-251.
- マルセル・マルテル (2015) 「ケベックとフランコフォンの少数派共同体との奇妙な関係—歴史的観点から」『ケベック研究』(日本ケベック学会) 第 7 号、pp. 3-15.